

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A－1 次の記述は、固定局及び陸上移動業務の無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 A は、その旨を総務大臣に届け出て、その B 、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び C 並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、 D を省略することができる。

注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C	D
1 工事が落成したとき	無線設備	員数	その一部
2 工事が落成したとき	無線設備	員数	当該検査
3 工事が落成したとき	電波の型式、周波数及び空中線電力	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	その一部
4 工事落成の期限の日になったとき	電波の型式、周波数及び空中線電力	員数	その一部
5 工事落成の期限の日になったとき	無線設備	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	当該検査

A－2 次の記述は、無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許が効力を失ったときに執るべき措置等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで及び第78条）及び電波法施行規則（第42条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、その無線局を A は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、固定局の無線設備については、 B すること（ B することが困難な場合にあっては、 C を撤去すること。）とする。

A	B	C
1 廃止するとき	空中線を撤去すること又は当該固定局の通信の相手方である無線局の無線設備から当該通信に係る空中線を撤去	送信機、給電線又は電源設備
2 廃止するとき	空中線を撤去	送信機、給電線又は電源設備
3 廃止したとき	空中線を撤去すること又は当該固定局の通信の相手方である無線局の無線設備から当該通信に係る空中線を撤去	送信機
4 廃止したとき	空中線を撤去	送信機

A－3 固定局及び陸上移動業務の無線局の免許後の変更に関する次の記述のうち、電波法（第17条、第18条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない（注）。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
注 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることを内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
- 2 総務大臣は、無線局の免許人が識別信号、電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- 3 無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式、空中線電力又は実効輻射電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致するものでなければならない。
- 4 無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた無線局の免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が電波法第17条（変更等の許可）第1項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A－4 送信設備に使用する電波の質及び電波の発射の停止に関する次の記述のうち、電波法（第28条及び第72条）及び無線設備規則（第5条から第7条まで及び第14条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局の発射する電波が、総務省令で定める送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差に適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、無線局の発射する電波が、総務省令で定める空中線電力の許容偏差に適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、無線局の発射する電波が、総務省令で定める発射電波に許容される占有周波数帯幅の値に適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、無線局の発射する電波が、総務省令で定めるスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値に適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

A－5 次の記述は、無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。）に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える A に B のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

- (1) 平均電力が C 以下の無線局の無線設備
- (2) D の無線設備
- (3) 電波法施行規則第21条の3（電波の強度に対する安全施設）第1項第3号又は第4号に定める無線局の無線設備

A	B	C	D
1 場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	取扱者	20ミリワット	移動する無線局
2 場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	無線従事者	10ミリワット	移動業務の無線局
3 場所（人が出入りする虞のあるいかなる場所も含む。）	無線従事者	20ミリワット	移動する無線局
4 場所（人が出入りする虞のあるいかなる場所も含む。）	取扱者	10ミリワット	移動する無線局
5 場所（人が出入りする虞のあるいかなる場所も含む。）	無線従事者	20ミリワット	移動業務の無線局

A－6 次の記述は、人工衛星局の送信空中線の指向方向について述べたものである。電波法施行規則（第32条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 対地静止衛星に開設する人工衛星局（一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の送信空中線の地球に対する A の方向は、公称されている指向方向に対して、 B のいずれか大きい角度の範囲内に、維持されなければならない。
- ② 対地静止衛星に開設する人工衛星局（一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の送信空中線の地球に対する A の方向は、公称されている指向方向に対して C の範囲内に維持されなければならない。

A	B	C
1 最小輻射	0.3度又は主輻射の角度の幅の10パーセント	0.3度
2 最小輻射	0.1度又は主輻射の角度の幅の5パーセント	0.1度
3 最大輻射	0.1度又は主輻射の角度の幅の5パーセント	0.3度
4 最大輻射	0.3度又は主輻射の角度の幅の10パーセント	0.1度

A－7 次の記述は、無線設備から発射される電波の人体における比吸収率の許容値について述べたものである。無線設備規則（第14条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

携帯無線通信を行う A 、広帯域移動無線アクセスシステムの A 、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、無線設備規則第49条の23の2（携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備）に規定する携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGPS型に限る。）の無線設備（以下「対象無線設備」という。）は、対象無線設備から発射される電波（対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）から同時に複数の電波（以下「複数電波」という。）を発射する機能を有する場合にあっては、複数電波）の人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率（電磁界にさらされたことによって任意の生体組織10グラムが任意の6分間に吸収したエネルギーを10グラムで除し、更に6分で除して得た値をいう。）を毎キログラム当たり B （四肢にあっては、毎キログラム当たり4ワット）以下とするものでなければならない。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

- (1) 対象無線設備から発射される電波の平均電力（複数電波を発射する機能を有する場合にあっては、当該機能により発射される複数電波の平均電力の和に相当する電力）が C
- (2) (1)に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備

A	B	C
1 陸上移動局	2ワット	20ミリワット以下の無線設備
2 陸上移動局	5ワット	50ミリワット以下の無線設備
3 陸上移動業務の無線局	5ワット	20ミリワット以下の無線設備
4 陸上移動業務の無線局	2ワット	50ミリワット以下の無線設備

A－8 周波数の安定のための条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第15条及び第16条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り気圧の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- 2 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- 3 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものでなければならない。
- 4 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A－9 次の記述は、周波数の許容偏差、占有周波数帯幅及びスプリアス発射の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の A から許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- ② 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の B に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等 B の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。
- ③ 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における一又は二以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで C することができるものをいい、 D を含み、帯域外発射を含まないものとする。

	A	B	C	D
1	割当周波数の基準周波数	0.5 パーセント	除去	高調波発射、低調波発射及び相互変調積
2	割当周波数の基準周波数	1 パーセント	低減	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積
3	特性周波数の基準周波数	1 パーセント	低減	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積
4	特性周波数の基準周波数	0.5 パーセント	低減	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積
5	特性周波数の基準周波数	1 パーセント	除去	高調波発射、低調波発射及び相互変調積

A－10 次に掲げる事項のうち、空中線の指向特性を定めるための事項に該当しないものはどれか。無線設備規則（第22条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主輻射方向及び副輻射方向
- 2 垂直面の主輻射の角度の幅
- 3 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- 4 給電線よりの輻射

A－11 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第47条、第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、免許を与えたときは、免許証を交付する。
- 2 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 3 無線従事者は、氏名又は住所に変更を生じたときは、変更を生じた日から10日以内に、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
 - (1) 免許証
 - (2) 写真1枚
 - (3) 氏名又は住所の変更の事実を証する書類
- 4 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、発見した日から10日以内にその発見した免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。

A－12 次の記述は、固定局又は陸上移動業務の無線局の運用について述べたものである。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局は、免許状に記載された A の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 次の(1)から(5)までに掲げる通信は、①の(6)の「総務省令で定める通信」とする。

- (1) B
- (2) 電波の規正に関する通信
- (3) 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信
- (4) C に関し急を要する通信（他の電気通信系統によっては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）
- (5) (1)から(4)までに掲げる通信のほか電波法施行規則第37条（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）各号に掲げる通信

A	B	C
1 目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数	無線機器の試験又は調整をするために行う通信	国又は地方公共団体の事務
2 目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数	免許人以外の者のための通信であって、急を要するもの	人命の救助
3 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線機器の試験又は調整をするために行う通信	人命の救助
4 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	免許人以外の者のための通信であって、急を要するもの	国又は地方公共団体の事務

A－13 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第56条から第58条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、他の無線局又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。
- 注 電波天文業務とは、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。
- 2 実験等無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 3 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- (1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- (2) 実験等無線局を運用するとき。
- 4 無線局は、電波を発射しようとする場合において、当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

A－14 次の記述のうち、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当しないものはどれか。電波法（第76条第1項）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の取消しの処分
- 2 期間を定めて行われる無線局の運用許容時間の制限の処分
- 3 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の処分
- 4 期間を定めて行われる無線局の周波数又は空中線電力の制限の処分

A－15 周波数の測定等に関する次の記述のうち、電波法（第31条）及び無線局運用規則（第4条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により周波数測定装置を備え付けた無線局は、できる限りしばしば自局の発射する電波の周波数を測定しなければならない。
- 2 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により周波数測定装置を備え付けた無線局は、その周波数測定装置を常時電波法第31条に規定する確度を保つように校正しておかなければならない。
- 3 無線局は、発射する電波の周波数の偏差を測定した結果、その偏差が許容値を超えるとときは、直ちに調整して許容値内に保つとともに、その事実及び措置の内容を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。
- 4 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。

B－1 次の記述は、無線局の免許の有効期間及び再免許について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第17条及び第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して ア において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 地上基幹放送局（臨時目的放送を専ら行うものを除く。）の免許の有効期間は、 イ とする。
- ③ 固定局の免許の有効期間は、 イ とする。
- ④ 特定実験試験局（注）の免許の有効期間は、当該周波数の使用が可能な期間とする。
注 特定実験試験局とは、総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。
- ⑤ ②及び③の規定は、同一の種別に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期に免許をした無線局に適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる無線局の免許の有効期間は、②及び③の規定にかかわらず、当該一定の時期に免許を受けた当該種別の無線局に係る免許の有効期間の満了の日までの期間とする。
- ⑥ ②及び③の無線局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 ウ を超えない期間において行わなければならない（注）。

注 無線局免許手続規則第17条（申請の期間）第1項ただし書及び同条第2項において別に定める場合を除く。

- ⑦ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、電波法第7条（申請の審査）の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(4)までに掲げる事項を指定して、無線局の エ を与える。

- | | | | |
|----------------|------------------|---|------------|
| (1) 電波の型式及び周波数 | (2) 識別信号 | (3) <input type="text"/> オ <input type="text"/> | (4) 運用許容時間 |
| 1 5年を超えない範囲内 | 2 10年を超えない範囲内 | 3 5年 | 4 10年 |
| 5 3箇月以上6箇月 | 6 6箇月以上1年 | 7 予備免許 | 8 免許 |
| 9 空中線電力 | 10 空中線電力及び実効輻射電力 | | |

B－2 地上基幹放送局の主任無線従事者の職務に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、主任無線従事者の職務に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- イ 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して意見を述べること。
- ウ 無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときに総務大臣の許可を受けること。
- エ 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
- オ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときに総務省令で定める手続により総務大臣に報告すること。

B－3 次の記述は、電波の利用状況の調査等について述べたものである。電波法（第26条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 ア の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね3年ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の イ その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。
 - ② 総務大臣は、必要があると認めるときは、①の期間の中間において、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。
 - ③ 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、 ウ を評価するものとする。
 - ④ 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び③により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を エ するものとする。
 - ⑤ 総務大臣は、③の評価の結果に基づき、 ア を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該 ア の作成又は変更が免許人等（注）に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
- 注 免許人又は登録人をいう。以下⑥において同じ。
- ⑥ 総務大臣は、利用状況調査及び⑤に規定する調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について オ ことができる。

- | | |
|--------------|---------------------|
| 1 周波数割当計画 | 2 無線設備の技術基準 |
| 3 無線設備の工事設計 | 4 無線設備の使用の態様 |
| 5 電波の有効利用の程度 | 6 5年以内に研究開発すべき技術の程度 |
| 7 公表 | 8 調査の対象者に通知 |
| 9 報告を求める | 10 検査を行う |

B－4 次の記述は、無線局における免許状記載事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合には、 ア 、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - (1) 免許状に記載された イ であること。
 - (2) 通信を行うため ウ であること。
- ③ エ の規定に違反して無線局を運用した者は、 オ に処する。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1 無線設備 | 2 無線設備の設置場所 |
| 3 ものの範囲内 | 4 ところのもの |
| 5 必要かつ十分なもの | 6 必要最小のもの |
| 7 ①又は② | 8 ①又は②の(1) |
| 9 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 | 10 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |

B－5 総務大臣の行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令に関する次の記述のうち、電波法（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、この規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

ア 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の識別信号、電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は当該無線局の通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

イ 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

ウ 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数、空中線電力若しくは実効輻射電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

エ 人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

オ 無線局の通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。